

免許番号 共第61-1号

漁場の位置 たつの市御津町地先

漁場の区域 次の点のうちア、ウ、A、イ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

### 点の位置

A 姫路市姫路港中川東防波堤東側線基部から南護岸に沿い東へ193メートルの点に設置した標識（北緯34度45.48分、東経134度34.33分）

B たつの市御津町苅屋成山新田南東角（北緯34度45.67分、東経134度33.92分）

C たつの市・相生市界地先君島南端（北緯34度45.07分、東経134度28.54分）

D たつの市御津町岩見西防波堤基部（北緯34度46.89分、東経134度31.57分）

ア Bから護岸に沿い北東へ50メートルの点（北緯34度45.69分、東経134度33.93分）

イ Aから173度700メートルの点（北緯34度45.10分、東経134度34.39分）

ウ アから173度420メートルの点（北緯34度45.47分、東経134度33.96分）

エ Cから174度500メートルの点（北緯34度44.81分、東経134度28.57分）

オ Dから180度の線とイとエを結んだ線との交点の点（北緯34度44.96分、東経134度31.57分）



表示 番号	表 示										令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		制限又は条件
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期			
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。			
	1	あまのり漁業		11月1日から5月31日まで	1	ばい漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あおのり漁業		11月1日から5月31日まで	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	いぎす漁業		4月1日から11月30日まで	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あおさ漁業		10月1日から4月30日まで	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	おごのり漁		1月1日から12月31日まで	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで	1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで	2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで				
1	おおのがい漁業		1月1日から12月31日まで	3	地びき網漁業		1月1日から12月31日まで					
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第61-1号		摘 要					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	たつの市御津町岩見1308番地の5 岩見漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		